

福島県新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所等に対する
サービス継続支援事業補助金交付要綱

(趣 旨)

第1条 福島県は、新型コロナウイルス感染症による介護サービス提供体制に対する影響について最小限に止め、要介護・要支援の高齢者やその家族の住み慣れた地域における生活を支えるため、介護サービス事業所・介護施設等（以下「補助事業者」という。）が、必要なサービスを継続して提供できるよう、通常の介護サービスの提供時では想定されないかかり増し経費等に対し、福島県補助金等の交付等に関する規則（昭和45年福島県規則第107号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付する。

(交付の対象)

第2条 補助の対象は、国が定める「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所等に対するサービス継続支援事業実施要綱（以下、「継続支援事業実施要綱」という。）」に基づき、サービス等を実施した補助事業者とする。

(補助金の対象経費及び補助額)

第3条 補助金は、補助事業者が第2条に定める事業を行う場合に要する経費のうち、別表に定める経費について補助するものとし、事業の合計支出額と知事が定めた額とを比較して少ない方の額とする。

ただし、この場合において算定された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(補助の交付申請)

第4条 規則第4条第1項に規定する申請書は第1号様式によるものとし、その提出期限は知事が別に定める日とする。

(補助金交付の条件)

第5条 規則第6条第1項第1号に規定する別に定める軽微な変更は、次のとおりとする。

- (1) 事業内容に変更がなく、かつ、補助金の増額を伴わない事業費の20%以内の変更。
- (2) 継続支援事業実施要綱に定める、各事業区分における補助対象経費の費目間の流用で20%以内の増減。

- 2 規則第6条第1号第5号に規定する「別に定める事項」は、次のとおりとする。
- (1) 事業により取得し、または効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。
 - (2) 知事の承認を受けて前記の財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがあること。
 - (3) 事業の対象経費と重複して他の補助金等の交付を受けてはならないこと。
 - (4) 補助事業者が(1)から(3)により付した条件に違反した場合には、この補助金の全部又は一部を県に納付されることがあること。

(決定の通知)

- 第6条 知事は、第4条の規定による交付申請の内容が適正であると認めた場合は、交付決定を行い、申請者に通知するものとする。
- 2 知事は、前項の通知に際して必要な条件を付すことができる。

(変更承認の申請)

- 第7条 規則第6条第1項に規定する知事の承認を受けようとする場合は、第2号様式を知事に提出しなければならない。

(申請の取下げ)

- 第8条 規則第8条第1項に規定する「別に定める期日」は、補助金の交付決定の通知を受理した日から起算して10日を経過した日とする。

(概算払い)

- 第9条 知事は、必要があると認めるときは、この要綱に定める補助金について、概算払いの方法により補助金を交付することができる。
- 2 補助事業者は、前項の規定に基づき、補助金の概算払いを受けようとするときは、第3号様式を知事にて提出しなければならない。

(実績報告)

- 第10条 規則第13条に規定する実績報告は、第4号様式により、当該事業が完了した日(事業の中止または廃止について知事の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)から起算して30日を経過した日又は補助金の交付の決定のあった年度の3月末日(補助金を全額概算払いにより交付を受けた場合には当該年度の翌年度の4月末日)のいずれか早い日までに行わなければならない。

(消費税及び地方消費税仕入れ工場税額の確定に伴う補助金の返還)

- 第11条 補助事業者は、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税仕入れ控除額が確定した場合には、速やかに消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額報告書(第5号様式)を提出しなければならない。
- 2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額の全額または一部の返還を命じることができる。

(会計帳簿等の整備等)

- 第12条 補助事業者は、補助金の収支状況を記載した会計帳簿、その他の書類を整備し、補助事業の完了した日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間保存しておくなければならない。

(財産所分の制限)

- 第13条 規則第18条第1項但し書きに規定する別に定める期間並びに同項第2号及び第3号に規定する別に定める財産は、事業により取得し又は効用の増加した価格が30万円を超える機械及び器具とし、処分の制限を受ける期間は、減価償却資産の貸与年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)で定めている耐用年数を経過するまでとする。

附則

この要綱は、令和2年8月27日から施行し、令和2年4月30日から適用する。